

## 覚書

金港交通株式会社（以下「会社」という）と2労組（金港交通労働組合、金港交通連合労働組合、以下「組合」という）は、営業社員（タクシー乗務員・ハイヤー乗務員）の給与算定の期間について、下記のとおり覚書を記す。

### 記

- 第1条 各月の起算日は原則的に、毎月1日とする。よって給与算定の1箇月とは原則として1日より同月末日までとする。
- 第2条 但し、12月度、1月度、2月度、3月度のみは下記による。
- 12月度（12月1日より12月31日）  
1月度（1月1日より1月30日）  
2月度（1月31日より3月1日）  
3月度（3月2日より3月31日）
- 第3条 時短勤務は廃止する。
- 第4条 本覚書は令和4年12月1日より適用し、令和3年12月1日付で締結した「年末年始の稼働に関する覚書」の内容は令和4年11月30日を以て無効とする。

以上、本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署（記）名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和4年11月26日

金港交通株式会社  
代表取締役社長 関 裕之



金港交通労働組合  
執行委員長 吉川 一房



金港交通連合労働組合  
執行委員長 石井 豪

